

平成21年3月26日（木）

日程第28 議案第58号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第34 選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について までの7件

○議長（中上良隆君）日程第28 議案第58号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第34 選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、本日、追加提案させていただきました議案について説明をさせていただきます。

議案第56号は、平成20年度橋本市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

まず総務費では、定額給付金給付事業に必要な経費を補正するものでございまして、定額給付金として10億4,829万6,000円、事務経費として2,481万9,000円、あわせて10億7,311万5,000円を予算計上いたしました。

また、定額給付金の給付事業関係経費の総額といたしましては、既に3月12日の本会議においてご承認をいただいておりますが、定額給付金準備経費1,250万円をあわせると、10億8,561万5,000円となります。

なお、定額給付金申請書は3月31日に送付し、申請書の受け付け開始を4月2日から行うことにより、給付金は4月下旬に支給できるものと考えております。

民生費では、昨今の厳しい経済情勢におきまして、多子世帯の子育て負担に対する配慮

として、第二子以降の児童について支給される子育て応援特別手当3,135万6,000円と、その事務経費177万4,000円を計上させていただきました。

商工費では、定額給付金を地元消費拡大につなげるためのキャンペーンを実施する橋本商工会議所及び高野口商工会に対し、100万円を限度に補助金を交付することとしております。

次に、議案第57号は、平成20年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本補正予算は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の適正管理を行う目的で、今議会において制定された「橋本市介護従事者処遇改善臨時特例基金」に3,934万4,000円を積み立てるものでございます。

議案第58号は、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、近年の民間企業における所定労働時間の状況を鑑み、国が平成21年度より勤務時間の短縮を行うことに伴い、国の基準に合わせて本市の勤務時間を短縮する提案であります。

選第2号につきましては、橋本市教育委員会委員として、石井明夫氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第3号につきましては、橋本市公平委員会委員として妙中清剛氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第4号及び選第5号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として鈴木

正博氏、井脇照之氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案3件、選4件、計7件についてご説明を申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第58号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ、勤務時間を短縮するという条例というふうに解釈するんですけども、そうしましたら、具体的に今の職員の勤務時間は、この条例が通った場合、どのようになるのか。それによって市民サービスに影響があるのかないのか。また、これで時間外が増えるということがないのか、その点についてお伺いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これは条例で時間だけしか決めておりませんが、具体的な時間の内容につきましては、規則で決めるわけでございます。そこで、現在しようとしていますが、お昼、現在45分ですけども、過去にあったように1時間に戻していきたいというふうに考えてございます。現在でもそうですけれども、窓口業務につきましては、フレックスではないですけども、交代勤務で窓口は対応できるようにしていきたいというふうに考えてございますし、この人事院勧告の中でも、事務には支障のないように工夫してしなさいということがありますので、そういう形で、時間外も増えないような形で、代休なんかも含めてしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。指摘してください。

○13番（瀧 洋一君）このことによって、そしたら時間外が発生するというようなことはないということによろしいですね。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）時間外の発生は考えておりません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）説明要旨の中で、国のほうが、民間企業における所定労働時間の状況を鑑み、勤務時間の短縮を行うことに伴って市もやるんだということなんですけども、ここの表現がちょっと私も事情に疎いものですから、もう少し詳しく説明願いたいのは、要するに、民間企業における所定労働時間の状況を鑑みるとどうなるのかと。つまり、民間企業の所定労働時間が、實際上、週40時間から短くなってきているので、それに官のほうも合わせていくという解釈でええのかということなんです。

というのは、私も小さな会社でサラリーマンをしておったこともございますけども、週40時間なんて勤務時間は絶対、中小企業はあり得ないというか、本当にほとんどサービス残業が多いのが中小企業の実態なものですから、民間企業が、比べるところ、一部上場の優良企業は知りませんが、多くの中小企業では、週40時間ということさえも守れていない状況にある中で、国がどういう状況を鑑みてこういう短縮を行ったのかということの、国の説明をもう少しいただきたいというのが一点。

もう一点は、今申し上げましたように、一部上場企業、優良企業を除きまして、日本の

多くの労働者の勤める中小企業では、労働時間が大変長いというのが実態でございます。その実態を見たときに、果たして国がやっているの、人事院勧告があったんかなんか、私もよくわかりませんが、橋本市がこの40時間という労働時間を、たとえ少しでも短縮するという事は、これは本当に多くの中小企業労働者から見たときに、やはりこれはいかなものかなど。国が言うてきたからとか、人事院勧告があるからということで、これに合わせるのはいかなものかなどというふうに考えますので、その辺の市の基本的な考え方をご教示願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）説明書で国のほうと言っていますけれども、実はこれは平成20年8月の人事院勧告でございます。ということで、人事院勧告で、人事院のほうで実態調査したことに基きまして、7時間45分が平均的な勤務実態やということで出しております。ということで、その調査については、ちょっと今、資料を持ってませんが、場所とか規模については持ってませんが、そういう形で出ております。

ということで、国のほうにつきましては、昨年の12月の国会で、国家公務員に関連するのが通りました。その後、総務省のほうから、これは準則ですけども、こういうふうな形で、改正するんでしたらこういうふうにしなさいよというのが3月の上旬に出ております。

ということで、それを適用するかしないかということになるかと思うんですけども、私どものほうでは、人事院については、過去のいきさつから言いますと、人事院勧告につきましては実施してきた経緯がございます中で、今回につきましても、そういうふうな改定をしていきたいというふうに考えてございます。他市の状況もちょっと聞きましたけど

も、全部が全部ということではないですけども、かなりのところが4月1日実施で、私どもと同じような形で提案しているというのを聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）ということは、結局、国のほうは民間のほうがそれだけの労働時間が短くなっているの、ちょっと確認ですけど、民間のほうも短くなっているの、国のほうもそれに合わせていくんだというのが国の考えですね。というのが確認一点と、これはどない言えればいいんでしょう、どう言えいいんかといいますと、つまり、今説明いただいた部長の生活実感として、と言うてもいいんですかね。市の多くの参与の方々がいらっしゃるんですけども、参与の方々の生活実感として、民間企業の労働者の勤務時間、所定労働時間がこういうふうになんて短くなっているというふうに感じておられるのかなど。私は到底感じられないわけで、そこがどういうふうなご認識なのかなど。実感としてどういうふうに感じておられるのかということもちょっと示していただきたいのと、この人事院勧告を無視するという事は、どういう結果をもたらすのかということについて、再度ご教示願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）一点、国の人事院につきましては、民間の状況と比較しての給料につきましても何らかの勧告も、すべてそういう形で出ているというふうに聞いてございます。

それで、和歌山市、和歌山県でしたら人事院という独特のものを持ってございますけども、それも国の勧告に基づいて自分のところで判断していくというような状況がございますけれども、橋本市とか中小の市町村につき

ましては、人事院を持ってございませんので、国に準じてやっている状況のところが多うございます。

それで、私の感覚はどうやということを言われまして、その部分はちょっと申し上げにくいところはございますけれども、過去から現在まで、橋本市のずっと経過の中で、人事院勧告については実施していくと。それで独自のカットなり、そういうものについては、また別の形で考えていくという、現在もやってございますけれども、そのような形で取り組んでございますので、今後につきましても、人事院勧告につきましても国に準じて実施していく中で、独自の判断につきましても独自の判断をしていくというような考え方でございます。

それと、人事院勧告、これは守るか守らないかというのは、守らなかったからペナルティーということは、労働者にとってええ場合も、労働者にとって悪い場合もありますけれども、それはペナルティーはないというふうに考えてございます。

ということで、最終的に決定するのはこの条例が最終、橋本市の決定ということでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）この、時間に関しましては、私、3年ほど前ですか、一度、橋本市が8時間労働なのに時間を計算すれば7時間45分で、15分間の時間を金額に直したらいくらかの損害が出ているやないかということで、あのとき、覚えてないんだけど、年間六、七千万円ぐらい出てましたかね。そういう形で、私は非常におかしいじゃないかということで、昼の15分を削って45分にして、8時間に戻したんですけれども、今の、先ほど

の13番議員の質問の中にも、市民サービスは落ちるんですか、市民サービスはいかがなんですかといったら、別に関係ないと言うたということは、別にそれでは前から15分間何しとったんですか。市民サービスが落ちないんやったら、皆さんは15分間無駄に働いてたんですか。私は、これは何かの不都合来るはずなんですよ。わかりますか。というのは、1人の職員で言えば、15分の週1時間、週4回として4時間の、この勤務時間が削減されるんですよ。働く時間が。4時間大きいですよ。月4時間といたら。半日ですわ。そういうふうに考えていったら、半日分の時間が減ることなんですよね。

それで、この庁舎内の方々だけの問題やけど、今、三、四百人いてるんかどうか知りませんが、それが全体に落ちるということは、どない考えても、普通に考えれば能力落ちるんですよ。能力落ちなかったら、職員がその分サービス残業する、そういう形になるんですけども、そのサービス残業に関して、サービス残業だったらいいんですけども、先ほどの、再度お尋ねしますけど、そういう観点から考えて、これ、ワークシェアリングの一つかなと思ったりもしておったんですよ、国が言うてるから。今、こういう景気悪い企業は、今ワークシェアリング言うてますと。皆さんの給料を下げ、仕事を回して、首を切らないようにする。その一環のあれでもやるんかなと思って、なかなかええことがあるんかなと。その辺の部分からの質問ですけども、月4時間下がる分だけの、就労が下がる分だけ給料下がるんですか。まずそれが一点。

それと、あと本当にサービスが下がらないで4時間の、半日分の勤務時間が削減されると、どう普通に考えても、庁舎内でおる人間から考えたらあれですけども、ということはそれだけ無駄があったということなので、私

はその辺についての、もう少し明確な説明をお願いしたいです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）市民サービスを落ちませんよということじゃなしに、落とさないようにしたいというふうに考えてございます。それで、それは時間短縮するんやから落ちるのは当然やと、数字的にはそういうことになろうかと思えますけども、そこにつきましては、職員の士気とか意欲によってカバーさせて、今一層、意識高揚でカバーさせていただきたいと考えてございます。

それと、給料の部分につきましては、これは、給料は下がるということはありません。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）部長もある程度、落とさないようにするという事は、やはり1人の職員が月4時間の時間がなくなるということに対する、多少のそういうような認識はあると思っております。だから、これが一番問題なのは、こういう時間に切ったときに、本当に、現場で働く方が、これ、休憩時間を除きと。これ1時間だけですわね。普通、労働基準で言えば、何時間か働けば何分間休憩というのは、これ絶対あるんですよ。これ、全部7時間45分に入ってますわね。だから、その辺もほんまに管理職として皆さん、じゃあ、たばこ吸う時間を一日に10回行っておった人が、1回減らして9回にして、その時間を仕事するんかとか、そういうふうな管理まで、ちゃんと管理職としては、やっぱり見ていかなあかん部分が増えてくると思うんですよ。ここから10時の休憩、はい30分というてきっちりしてやってるところはいいんですけども、7時間45分すべてが就労の時間であって、休憩どこでとるんかなと。現場で働く人大変やなど、僕らよう言うてるんですよ。特に、現場なんて、病院とか、本当にこども課の保母

さんとか、そんなん大変やから、そういう面も含めて、こういうふうな時間をやっちゃると、本当に昼間1時間休憩とることによって、その部分を仕事せなあかん部分が増えれば、結局不満とかいろんなものが出てくるから、私はそれやったら、しっかり休憩とれるとかそういうふうな部分で、どちらかの時間を延長するとか、いろんな形の中でやっていって、本当に働く人が納得して、一生懸命、部長がおっしゃるように意識を高めることをやると。

きのう、きょうの話でできるかどうかわかりませんが、その一つでもいいから、さっきたばこの例を言いましたけども、これ、たばこ吸う人が悪いとか言うてるのと違うんですよ。どこかで無駄があれば、省くなんてこんなもん、企業的な感覚から言うたら当たり前のことなんですよ。だから、そこで何か一つか二つでも、こういうことで取り組んでいきますという具体的なもの、ちょっとあったら説明していただきたいんですけど、よろしいですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと質問からはずれるかわかりませんが、休憩時間の問題につきましては、議員からも以前の議会で指摘を受けまして、設定したことがございます。4時間以上でしたか、連続時間でしたら休憩をとらなければならないということになってございますけれども、ただ、市の事務的な業務につきましては、休憩ということで、時間ということで設定するのは好ましくないということで、現在は休憩時間というのはとってございません。というのは、休憩時間をとるのは望ましいというのは、製造業とかラインが止まったから、この15分間全員休憩するんやとかいうような場合でしたら、なじむわけでございますけども、時間設定ですというのはちょっとなじまないということで、

仕事の途中でフレックスな形で休息をとりなさいよというのが公務員法の、公務員というか、勤務時間の、国からの指示というんですか、考え方でございます。

ということで、現在は休憩時間という、10時から10時15分にとったこともあるんですけども、それはもうとってございませぬ。それと、こういう形で15分の短縮をさせていただくという中で、それで終わってしまっただけといかんなどということ、その15分の短縮を仕事の能力に生かしたいなどということ考えてございますけども、現在、どんな形でというのはちょっとありませんけども、少なくとも昼の休憩につきましては、窓口については、その1時間、現在でも45分間は開けているわけでございますけども、これは続けて支障ないような形で進めたいというように考えてございます。

あと、出先の関係もいろいろあると思うんですけども、細かいところにつきましては、またやっていく中でも改善していかなければいけないところがございますけども、ちょっとここで具体的なことについては思い当たりませぬけども。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ちょっと不勉強なんですけども、週40時間労働というのは、国から日本中の企業、職員に広めたと思うんですよ。今回、国が民間企業を調査して、公務員に及ぼすというのは、これはちょっと考えられないというか、ほんまに調べたんかいなど。民間が仕事がないので、早う終わっておるから短なったんと違うかという気はしておるんですけども、そのあたりの認識をお伺いしたい。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人事院の調査につきましては、これはどの辺が対象というのは

いろいろあるわけでございますけども、それは別にしまして、これは調べてございます。ということで、給料のときでも民間の給料に準じて勧告というのが出てきてございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）仕事する時間を短縮して、給料を同じにもらうということは、実質的に考えたら給料の値上げということですね。これ、全体として、いくら値上げになってるんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）1日に15分で、1日で言いましたら、15分の8時間で32分の1ですか、32分の1が計算上は上がったのと、拘束時間と給料と比べたら上がったというような解釈になろうかと思えます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）平均が三十六、七万円から言いましたら、32分の1ですので、給料にしまして1万円、拘束時間と給料とという考え方をしましたら、そういう拘束時間に対して1万円ほど、あわせたら1万円強ですね。1万二、三千円になるかと思えます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）現在の厳しい中で、給料のカットとか、倒産、首切り、吹きすさぶ中で、実質的な給料の値上げになるようなことはどうですか。妥当な判断でしょうか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）その前にもおっしゃいましたように、私どもの過去の経過としまして、人事院勧告については良くても悪くても実施するというような経過がございます。それに考え方をして、今回出させていただきました。

それと、職員の給料がどうかということにつきましては、これは2%の独自カットもし

てございますし、そういう形で取り組んでいくというような考え方でございますので、この人事院勧告と職員の給与につきましては、人事院勧告の考え方と独自の給料のカットなりをしていくという、二本立ての考え方で進めてございますので、そういうことをご理解願いたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今まで、他の議員の質疑にあったんですが、これ、行革の観点から見て、今回の条例改正についてのご所見をお伺いしたいんですが、理事、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）先ほど来、企画部長がご答弁させていただいておるとおりかなというふうに思います。私も総務部長のときに、人事院勧告、今先ほど企画部長が申し上げましたように、職員にとって良かれ悪しかれにつきましても、人事院勧告は組合との交渉の中で、それは守ってきたというふうな経緯もあります。実質15分、そういう安易な考え方をするなというおしかりを受けるかもわかりませんが、実質、休憩時間が45分のところ1時間になったというふうな現実でございます。先ほど来、企画部長もご答弁させていただいておりますように、その間については、交代制によって窓口業務は市民の皆さんに対応してきたということもございます。

もう一点、時給で給料を計算というのは、非常に難しいかと思えます。何分、月決めでやっているというふうなこともありますので、何ぼ損か得かということをおっしゃいましたら、先ほど企画部長が答弁させていただきましたような形になりますけれども、職員としてはやっぱり月決めの月給というふうなことでございますので、そこら辺ご理解していただき

いというふうに思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第58号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）補正予算の説明書の9ページに載っております、先ほども提案理由の説明を市長からお聞きして、商工費の中の商工振興に要する経費の100万円について、何点か確認とお尋ねをさせていただきます。

まず一点目は、この商工振興に要する経費で、先ほど説明をいただいたわけですが、この中では、地元の消費拡大につなげるキャンペーンを実施するために、橋本商工会議所と商工会に向けて100万円を補助するということですが、その内容という、要するに割合、これをまず一点、お聞きしたいと思います。

それから、二つ目には、市内の経済効果について、この定額給付金は全国的に機運が高まってきておりますし、私が一般質問の初日にも提案させていただきましたプレミアムの券につきましても、日増しに導入されているところが多くなっております。というのも、これは国が1月の27日に第二次補正予算が決定しまして、3月4日に関連法案が成立したわけですが、そのときに地域再生の特例交付金というものが盛り込まれておりまして、本市にも2億少しのお金が入っております。ただ、この使途基準の中から言いますと、この定額給付金のプレミアム付きの商品券を、各自治体ではそれを利用してやっているところがあるということで聞いておりました。

当然、一般質問でもお尋ねしてましたように、橋本市には約10億5,000万円というお金がおりてまいります。子育て応援特別手当、これも3,300万円ほど入ってまいりまして、あわせて約11億円近く、金が橋本市の市内で消費になる可能性があります。一部には、やはり貯蓄に回るとかいろいろと問題があるように指摘される人もおりますが、橋本市にとって、今財政難のときに、いろいろと市内の商工の皆さんに少しでも元気になっていただきたいということで、いろいろと今まで市がいろん

な形で、公共事業とかいろんな形で協力をしてきたわけですが、この10億5,000万円という金は、本当に橋本市内で消費していただけるような対策を、やはり僕はとるべきやと思います。この100万円というのは、それにしても少ないかなというふうに、答弁ではプレミアム商品券を、そういう計画はないというふうに聞いてましたけども、あまりにも少ない金額については、どういった経緯でそういうふうに決まったのか。また、財源内訳を見ておられますと、これは一般財源で100万円を見ておられますけども、国庫のほうからそういうお金も捻出できるわけですね。使途基準から言えば。そういうことで、市内の経済効果をどのように見ておられたのか。

それから三点目には、やはり他市の取り組みというものを、本市ではどのように考えておられたのかということ、三点目にお答えいただきたいと思います。

それから四つ目には、先ほども申し上げましたプレミアム付きの商品券については、特に、全額僕はするようには決して言っておりません。ただ、それを楽しみにしております、特に高齢者の世帯であるとか、今まさに子育てをされているご家庭にとっては、少しでもプラスした、そういうお金を使いたいというふうな方が多く寄せられておりますし、全国的には最近の新聞、テレビ等で報道されておるのは、今まででしたらいろんな形で指摘をいたしましたけども、本当に最近では報道の仕方も違ってまいります。そういうようなことで、特に高齢者向けとか、子育て支援に対して、市はどういうふうに考えておられたのかお伺いします。

もう一つは、五つ目で、この100万円を出した根拠ですね。先ほどから何回も言いますけども、そこら辺は商工会議所また商工会との、どういった形で協議されてきたのか。その点、

お伺いします。

それと、あともう一、二点。市民から、この定額給付金のことで、どんな問い合わせがあったのか。やはり、私たちの耳にはいろんな形で問い合わせがございまして。橋本市は、今答えていただきましたように、申請書が3月31日に送付されて、4月2日から受け付けをします。また、4月の末には給付されるということは今もお答えいただいたとおりで、私も一般質問のときに答弁いただいたので、そのように答えてまいりましたけども、こちら辺、市民の方からどういった問い合わせがあったのかお聞きします。

それからもう一つは、これ、二回しかできませんので、一気に言わせてもらいます。もう一つは、さっき言いました地域再生特例交付金の利用に関して、なぜ商品券を出していくという、要するに経費の面で、自治体はやはりすべて10%じゃなしに5%とか、いろんな考え方があると思うんですけども、ある程度の枠をやっぱりとるべきかなというふうに思いましたので、なぜこういった経緯になったのか、企画または経済部にもお尋ねもしたいし、市長のお考えもお聞きしたいと思えます。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）まず、この100万円の内容と割合でございまして、このキャンペーンにつきましては、定額給付金の支給日までに新聞折り込みによりまして、冊子形式で各店舗のPRをしていくというふう聞いております。それで、この100万円の補助の内容につきましては、印刷費とか、それから新聞折り込み、デザイン料、そういうふうな内容になってございまして。

それから、国庫補助の関係でございまして、つい最近でございまして、今週の月曜日に県のほうから通知がございまして、県費補助を

つけるという通知がまいりました。そういうことで、上限がございまして、人口に比例しまして補助金が出ます。そういうことで、当初100万円、県費補助金を考えていなかったわけですが、100万円組ましていただいた中で、市が少し、市費の持ち出しが少なくなるかなというふうに考えております。

それから、100万円の持ち出しの根拠でございまして、まず、商工会と商工会議所のほうが見積もりを立てまして、どれぐらい要るんだろうということ、商工会議所と商工会と、それから事業者と負担割合をする中で、上限を100万円というふうにさせていただいてございまして。

それから、他市の状況でございまして、この100万円のPRの補助金につきましては、岩出市それから紀の川市が、県費補助を使って商工会議所に補助をしていくというふう聞いております。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）プレミアム付きの商品券のことですが、これは3月議会の一般質問でも、何人かから質問もあったわけがございまして、市のほうではそれはしないという方向でございまして。

それと、地域再生特例交付金というのは、地域活性化生活対策臨時交付金でよろしいんですかな。2億2,600万円の件でございまして、これにつきましても、9番議員にお答えしましたとおり、本市の実施計画のあるハード事業に充ててございまして、ソフト事業の部分にはちょっと使う考えはございませぬ。

以上でございまして。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）答弁もれがございました。市民からの問い合わせでございまして、商工関係ではございませぬ。

○議長（中上良隆君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）市民からの問い合わせで、定額給付金に関しましては、特に多いのが支給の、給付の開始日です。それと、その問い合わせにつきましては、これまで電話対応等で発送の開始日、それと申請書の発送日の開始日、それと受付日、先ほど議員おっしゃったとおりの回答をさせてもらっております。

それと、あと多いのが、支給、受給者という形で世帯主に送付をさせていただきますんですけども、その世帯員、いわゆる個別に口座にという問い合わせございます。それは基本的にはだめなんです。個人的にいろんな諸事情あってのお話ですけども、一定、その要綱に基づいた形でご返事をさせていただきます。

それと、個々の諸事情の中で住所が変わっておって、例えば今、世帯主さんが病院で長期入院されているとか、そういったところの関係者については、相手方の直接、病院なんかとの確認はさせていただいて、ご本人の希望に添える形では一応の対応をさせていただきますところですか、郵便局へ届けていただければ、そういう形もとれると、そういった例が多いです。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）一般質問でさせていただいた答弁で、そのままやと思いますけども、やはりこの10億5,000万円という金額を、今言っている世帯主に、一応口座に入ります。それはようわかってるんですが、各自治体で取り組んでいるのは、やはりこういう経済不況の中で、いかにして市内または町内とか、いろいろと言われていきます消費を喚起するために、一つの手だてとして市内の商工業者とか、そういうような方と連携をとりなが

ら、要するに市内で使う制約をとるために取り組んでいると。そやから、例えばその券にしても、橋本市というネーミングが入っている商品券は、お隣の河内長野市であったり五條市では絶対使われません。だけど、今のその10億5,000万円というお金が、市内の商店または中小零細というか、そういうような形でされている人に対して、商工の振興に関して、市はどの程度まで考えておられたのかなと、僕、ちょっと不思議に思いましたので質問させていただきます。

やはり、市内の方では、一部には今後のことも考えて貯蓄に回るとか、それは100%使うということはないかもわかりませんが、そういったテレビとかいろんな情報で、橋本市はどんな対応をしてくれるのかなという、やっぱり希望もあるわけです。そういうようなときに、財政面とかいろいろと考えて、市がそこまでやる、そういう状況にはないというのはよくわかりますが、やはり、市内の市民の皆さまの喜ぶ顔というものを、本当に行政の方々は考えておられたのかなというふうに、そういう疑問もあります。

やっぱり、仕事というか、事業というか商店を起こされている人なんかは、こういう冷え込んだときに一つでも光を求めて、国が対応している分について、各自治体はどんな取り組みをしてるのかなということも、やっぱり注目しておりますので、そこら辺も考えていただけるのであれば、もともとそういう関連法案が3月4日にしか成立いたしませんでしたので、取り組みというのはやっぱり取り組みにくいのかもわかりませんが、やはり商工会議所、または商工会、また商店街の組合の方々との協議というものも、何回かほんまに詰めてお話しされたのかなと。私どもの耳に入ってくるのは、なかなか橋本市とあまりいいような協議を持てなかったというふうな

ことも耳に入ってますので、それではやっぱり橋本市内でこういった経済効果を考えるのであれば、少しでも喚起につなげるような対策は、とるべきであったんと違うのかなというふうに思いました。

今、部長説明いただいたので、これぐらいが、そういうことなんかもわかれへんけども、市長というよりも副市長、一回こういった事務方の責任者として、どういう協議というか、場を持たれて市内の商工関係の人との話をされたのか、それだけ僕、お聞きしておきます。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）確かに、橋本市がどういった取り組みをしますということの全面的な考えを打ち出す前に、商工会議所等からお話をいただきまして、非常にその取り組み自体が前向きな、商工会議所もそれから事業者の方も、自分たちも積極的にやっというところ、その取り組みのご提案もいただきましたので、非常に市といたしましては前向きなご提案をいただいた中で、一緒にさせていただきたいということで、その協議を進めていただいた結果、商工会も一緒に入っていて、全市民的な取り組みの事業として、今回、金額についてはわずかではありますけれども、非常に前向きに取り組んでいこうとする事業者を応援していく中身の、市民に対するアピールという意味では、非常に効果的な事業を考えていただいたということで、その事業に対して市として補助をしていこうということで、お互いの何回かの協議を経まして、合意形成の中で今回上げさせていただいております予算でございますので、どうかご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今のところなんですけ

ども、先ほどの先輩議員の質問と重なるんですが、今回のキャンペーン、その内容をちょっと聞きもらったのかもしれませんが、先ほど、新聞折り込みだとか、そんな話が出てましたけども、新聞折り込み、一体いくらかかるんですか。市内2万5,000世帯ですわ。今、だいたい1戸当たり2円70銭とか、それぐらいの相場、そこに印刷費をかけたところで、全然かかれへんのですよ。これ、補助が100万円であって、全体の事業費が100万円というわけじゃないですよ。そしたら、これ、商工会議所並びに商工会で計画されている事業の総額がいくらで、多分これ、折り込みだけやないと思うんですね。折り込みやったらこんなにするわけないので。それだけあって、そのうちのこれ、一般財源からですよ。一般財源から、何千万円かの事業をするにあたって100万円を補助しますとか、そういった説明をしていただきたいんですよ。一体、全体の事業費、どんなことを考えておられるのか。その上で、この100万円が妥当なのかどうかというのを考えていかないといけないですよ。

今、本当に行革を進められている中で、いろんな団体の補助金、どんどん削られていってらるでしょう。10万円、20万円というところが半額削られたりとか、そういう中で、あまり計画もよくわからない中で100万円は大きいお金ですよ。だから、ちょっとその点、しっかり説明してください。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）この総事業費につきましては、今現在、受付をしているところでございますので、確たる額はまだ確定はしておりませんが、この見積もりを出しております。それで、総額につきましては、約150万円ぐらいは出てくるであろうというふうに考えております。

先ほどの、新聞折り込み代ということでご

答弁させていただきましたが、これにつきましては、約31万円ほどかかります。県費補助がございまして、県費補助、それから市の補助、それから商工会、商工会議所、その割合を3分の1というふうな、仮定しましたら、まだ割合は決まっておられませんけども、そういうふうなことで進めていきたいと。定額給付金支給日までに、この負担割合を決定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）150万円で、うち市が最高としても100万円なんですか。県費補助もあると。3分の1ずつやったらこれ、300万円ぐらいという意味じゃないんですか。ちょっと待ってくださいよ。もう1回しか聞かれへんから。今、150万円ぐらい集まるだろうということなんですけど、これ、そしたらいろんなところで何かプレゼンテーションして行って、その総額に対して、それが150万円ぐらい集まるん違うかと、そういう意味ですか。新聞折り込みのやつは30万円ということをお聞きしました。ほかにどんな事業があって、これ、ちゃんと説明してもらわんと、100万円は大きいんですよ。すごい県の補助もある、その中で、何で市が150万円なのか、ちょっと理解に苦しみます。

それと関連して、総務部長。定額給付金に合わせて、例えば今、和歌山県警のきしゅう君の防犯メールとかというの、先日も北山村のときと白浜町のときですか、これに便乗したいいわゆる振り込め詐欺、それらに対するの注意を喚起するようなメールとかというのが発信されていたと思うんですけども、本市として、安心・安全メールのほか、どのような注意喚起等をお考えなのか、ちょっと関連してお尋ねします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）市負担で100万円を補助するというんじゃないしに、今、150万円と答えさせていただきましては、必要な経費でございます。経費の総額でございます。仮に、3分の1、3分の1、3分の1にしますと、市持ち出し分は50万円だということになります。この150万円というのは総計でございます。その150万円の中に、新聞の折り込み経費が31万5,000円要りますよ、印刷代が要りますよ、いろんな経費がございまして。そのトータルが約150万円になるであろうと。そのうち、市持ち出し分は3分の1としましたら、市としたら50万円ぐらいになると。

（「残った減額分やろ」と呼ぶ者あり）

そうです。ほんで、100万円は限度ですので、減額というふうになってきます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回の定額給付金につきまして、企画経営室との内部協議の中では、振り込め詐欺に注意というような意味の、内容の表示をさせていただいてございます。市民安全課といたしましては、総務部といたしましては、以前から発生しております振り込め詐欺も含めまして、全般的な防止策、対応策については、警察とも協議しながら取り組んでおるという状況でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）ちょっとお尋ねします。子育て支援の、市長から説明ありました3,135万6,000円。これはいいことなんですけども、ちょっと教えておいてほしいんですけど、これ、二子ということやけども、何歳から何歳までと、それから、何月から何月まで、ずっとではなしに1年やったかな、1年限定かな、今回限りかなんかと思うんですけども、それもいっぺん教えてほしいのと、それから何月から何月まで申し込みというか、支給されるのか。それで対象、何名ぐらいの予定で3,135

万6,000円になったのか。そこらっぺんちょっと教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今のことでありますが、平成20年の12月2日時点での支給対象者は874人で、児童手当で把握している874人です。その他で計910人ということで、今しております。それが今対象のですが、済みません、ちょっと間違えました。ここに、予算書に載っている数字につきましては、3万6,000円の871名ということになっています。ただし、今議員に言わせてもらったように、計が910名のうち、市として算定なんですけれども、国のほうからの補助申請したときに、そういうような減額されているとか、そういうような形で切られて、ちょっとややこしいんですが、871掛ける3万6,000円で3,135万6,000円になると思います。

対象になりますのは、平成21年2月1日基準日において、支給対象となる子、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、2人目以降の子どもが平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの方の属する世帯、そういうことになっています。

もう一回読ませていただきます。平成21年2月1日基準日において、支給対象者となる子（平成2年4月2日から平成17年4月1日に生まれた子が2人以上おり、2人目以降の子どもが、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの児童）ということでございます。

支給につきましては、先ほど定額給付金と同じように4月2日が開始で、振り込みは4月末頃。申請いただきまして4月の末頃には支払いできると思っております。早く申請いただければできると思っております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）23番 井上君。指摘し

てください。

○健康福祉部長（森本健二君）済みません。これは1年限りでございます。定額給付金と同じでございます。1回きりです。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）その1回だけはわかっておるんで、今、答弁もうたんやけども、毎月か、一発で3万6,000円、もう1回きりで支給するのか、要するに3,000円だったら3,000円ずつ、毎月支給していくのかというのを先ほど尋ねたんやけど。ほんで、この定額給付金と一緒に、同じような時期に定額給付金と別に、子育て支援が1年間だけ一発でついてくるのかということですよ、わかりやすく言えば。それだけちょっと聞いておきたい。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）申しわけございません。

今のご質問でございますけれども、一回きりで、一回に3万6,000円申請いただいて、先ほど言わせてもうた対象者の年齢というんですか、それに入っていましたら、審査しまして支給という、3万6,000円を一回で支払いということでございます。定額給付金と同じような扱いで、申請いただくのが3万6,000円ということで、一人が対象児であれば一人ということで、一件ということで支払いされる。4月の2日に申請いただけたら、4月の末には3万6,000円、そこの世帯へ振り込ませていただくということになります。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）23番 井上君、答弁もれ指摘してください。

○23番（井上勝彦君）要するに、僕は人数のことを言うてるんやない。871名が3万6,000円ね。僕が先ほど言うたのは、何歳から何歳まで、今、平成何年から何月何ぼやと言うたけど、わかりやすく言えば、ゼロ歳から5歳

までか、要するに二子やったらゼロ歳ということないけども、2歳から6歳とかあるやん。それだけ言うときば説明しよいやろ。何歳から何歳まででやったら、二子以上はもらえませよということ。わかりやすいよ。平成何年から何年というのは説明しにくいので、何歳から何歳までの二子については3万6,000円支給しますと、そののがわかりやすいので、その答弁くださいよ。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）申しわけございません。この基準日が2月1日というのがございまして、何歳からということにつきましては、ちょっと難しい面もございまして、この細かいやつについては、後でお配りさせていただくということで、ご了解いただけませんか。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）今のところで一個だけ、よく聞かれることがあるので確認したいんです。まあ言うたら、二人、三人おっても、二人おっても上の子が二十歳になっておって、下の子が15歳やったらもらえないという、単純なことやと思うんです。ところが、よく聞かれるのが、二人の子育てするのは同じように経費かかって、同じように苦労していつてるんだから、二人目については同じ解釈じゃないですかという声が、結構市民の皆さんから多いんです。で、二人目の子には同じように出したほうがええん違うかという声が多いので、それについての解釈といたしましては、それについては国なり市なりがどういう考え方を持っているのか、お聞かせください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今回の、この

子育て応援特別手当というのは、国の制度にのっとって市がこれに対して実施するものがございます。その対象者というのが、その基準日とか、先ほどの年齢構成とかにつきましては、国のほうから決まってきた基準でございまして、それに従って、今回、本市として実施させていただいたということでございます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）国が何でそう決めたかというのは、市ではわからないということですか。言われて、そないなったさかい仕方ないのでと、それも私、わからないではないんですが、一度、そういう解釈をしている国はどのような考え方でやっているのか、一回調べてみてください。何か理由があるはずやと思いますので、調べていただいて、後日報告いただいたら結構でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号 平成20年度橋本市

一般会計補正予算（第11号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

議案第57号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第57号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第57号 平成20年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、選第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第2号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後2時38分 休憩）

（午後2時41分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、選第3号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決
しました。

次に、選第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第4号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決
しました。

次に、選第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第5号につ
いては、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第5号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた

します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。